

議案第 7 4 号

大口町道路占用料条例の一部改正について

大口町道路占用料条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 8 年 1 1 月 2 5 日提出

大 口 町 長 鈴 木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、愛知県道路占用料条例（昭和 4 3 年愛知県条例第 8 号）の一部改正に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町道路占用料条例の一部を改正する条例

大口町道路占用料条例（平成３年大口町条例第１号）の一部を次のように改正する。

第７条第１号中「第７条第８号」を「第７条第１１号」に改め、同条第４号中「第２条第１項第１０号」を「第２条第１項第１７号」に改める。

別表第１種電柱の項中「８２０」を「８３０」に改め、同表第１種電話柱の項中「７３０」を「７４０」に改め、同表その他の柱類の項中「７３」を「７４」に改め、同表路上に設ける変圧器の項中「７２０」を「７３０」に改め、同表地下に設ける変圧器の項中「４４０」を「４５０」に改め、同表郵便差出箱及び信書便差出箱の項中「６１０」を「６２０」に改め、同表広告塔の項中「１，８００」を「２，３００」に改め、同表ガス管、水管、下水道管その他これらに類するものの部外径が０．０７メートル以上０．１メートル未満のものの項中「４４」を「４５」に改め、同部外径が０．１メートル以上０．１５メートル未満のものの項中「６６」を「６７」に改め、同部外径が０．１５メートル以上０．２メートル未満のものの項中「８８」を「８９」に改め、同部外径が０．７メートル以上１．０メートル未満のものの項中「４４０」を「４５０」に改め、同部外径が１．０メートル以上のものの項中「８８０」を「８９０」に改め、同表上空に設ける通路、その他これに類するものの項中「８９０」を「１，２００」に改め、同表地下に設ける通路、その他これに類するものの項中「５３０」を「６９０」に改め、同表露店、商品置場の部祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるものの項中「１８」を「２３」に改め、同部その他のものの項中「１８０」を「２３０」に改め、同表看板（アーチであるものを除く。）の部一時的に設けるものの項中「１８０」を「２３０」に改め、同部その他のものの項中「１，８００」を「２，３００」に改め、同表旗ざおの部祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるものの項中「１８」を「２３」に改め、同部その他のものの項中「１８０」を「２３０」に改め、同表幕の部祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるものの項中「１８」を「２３」に改め、同部その他のものの項中「１８０」を「２３０」に改め、同表アーチの部車道を横断するものの項中「１，８０

0」を「2, 300」に改め、同部その他のものの項中「890」を「1, 200」に改め、同表工事用足場、板囲、詰所、その他工事用材料置場の項中「180」を「230」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、公布の日から施行する。

大口町道路占用料条例の一部改正新旧対照表

新			旧		
(占用料の減免)			(占用料の減免)		
第7条 略			第7条 略		
(1) 道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。） <u>第7条第11号</u> に掲げる応急仮設建築物			(1) 道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。） <u>第7条第8号</u> に掲げる応急仮設建築物		
(2)・(3) 略			(2)・(3) 略		
(4) 電気事業法（昭和39年法律第170号） <u>第2条第1項第17号</u> に規定する電気事業者又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が設ける架空の電線又は電話線及び各戸への引込み電線又は電話線並びに地下埋設管			(4) 電気事業法（昭和39年法律第170号） <u>第2条第1項第10号</u> に規定する電気事業者又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が設ける架空の電線又は電話線及び各戸への引込み電線又は電話線並びに地下埋設管		
(5)～(14) 略			(5)～(14) 略		
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
占用物件	単位	占用料	占用物件	単位	占用料
第1種電柱	1本1年につき	円 <u>830</u>	第1種電柱	1本1年につき	円 <u>820</u>
略	略	略	略	略	略
第1種電話柱	1本1年につき	<u>740</u>	第1種電話柱	1本1年につき	<u>730</u>
略	略	略	略	略	略
その他の柱類	1本1年につき	<u>74</u>	その他の柱類	1本1年につき	<u>73</u>
略	略	略	略	略	略
路上に設ける変圧器	1個1年につき	<u>730</u>	路上に設ける変圧器	1個1年につき	<u>720</u>
地下に設ける変圧器	占用面積 1平方メートル1年につき	<u>450</u>	地下に設ける変圧器	占用面積 1平方メートル1年につき	<u>440</u>
略	略	略	略	略	略
郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	<u>620</u>	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	<u>610</u>

新				旧			
広告塔		表示面積 1平方メ ートル1 年につき	2,300	広告塔		表示面積 1平方メ ートル1 年につき	1,800
略		略	略	略		略	略
ガス管、水 管、下水道 管その他こ れらに類す るもの	略	略	略	ガス管、水 管、下水道 管その他こ れらに類す るもの	略	略	略
	外径が0.0 7メートル以 上0.1メー トル未満の もの	長さ1メ ートル1 年につき	45		外径が0.0 7メートル以 上0.1メー トル未満の もの	長さ1メ ートル1 年につき	44
	外径が0.1 メートル以上 0.15メー トル未満の もの	長さ1メ ートル1 年につき	67		外径が0.1 メートル以上 0.15メー トル未満の もの	長さ1メ ートル1 年につき	66
	外径が0.1 5メートル以 上0.2メー トル未満の もの	長さ1メ ートル1 年につき	89		外径が0.1 5メートル以 上0.2メー トル未満の もの	長さ1メ ートル1 年につき	88
	略	略	略		略	略	略
	外径が0.7 メートル以上 1.0メー トル未満のもの	長さ1メ ートル1 年につき	450		外径が0.7 メートル以上 1.0メー トル未満のもの	長さ1メ ートル1 年につき	440
	外径が1.0 メートル以上 のもの	長さ1メ ートル1 年につき	890		外径が1.0 メートル以上 のもの	長さ1メ ートル1 年につき	880
略		略	略	略		略	略
上空に設ける通路、その他 これに類するもの		占用面積 1平方メ ートル1 年につき	1,200	上空に設ける通路、その他 これに類するもの		占用面積 1平方メ ートル1 年につき	890
地下に設ける通路、その他 これに類するもの		占用面積 1平方メ ートル1	690	地下に設ける通路、その他 これに類するもの		占用面積 1平方メ ートル1	530

新				旧			
		年につき				年につき	
略		略	略	略		略	略
露店、商品 置場	祭礼、縁日等 に際し、一時的に設けるもの	占用面積 1平方メートル1日につき	<u>23</u>	露店、商品 置場	祭礼、縁日等 に際し、一時的に設けるもの	占用面積 1平方メートル1日につき	<u>18</u>
	その他のもの	占用面積 1平方メートル1月につき	<u>230</u>		その他のもの	占用面積 1平方メートル1月につき	<u>180</u>
看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1平方メートル1月につき	<u>230</u>	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1平方メートル1月につき	<u>180</u>
	その他のもの	表示面積 1平方メートル1年につき	<u>2,300</u>		その他のもの	表示面積 1平方メートル1年につき	<u>1,800</u>
略		略	略	略		略	略
旗ざお	祭礼、縁日等 に際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	<u>23</u>	旗ざお	祭礼、縁日等 に際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	<u>18</u>
	その他のもの	1本1月につき	<u>230</u>		その他のもの	1本1月につき	<u>180</u>
幕	祭礼、縁日等 に際し、一時的に設けるもの	その面積 1平方メートル1日につき	<u>23</u>	幕	祭礼、縁日等 に際し、一時的に設けるもの	その面積 1平方メートル1日につき	<u>18</u>
	その他のもの	その面積 1平方メートル1月につき	<u>230</u>		その他のもの	その面積 1平方メートル1月につき	<u>180</u>
アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	<u>2,300</u>	アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	<u>1,800</u>
	その他のもの	1基1月につき	<u>1,200</u>		その他のもの	1基1月につき	<u>890</u>

新			旧		
工事用足場、板囲、詰所、 その他工事用材料置場	占用面積 1 平方メ ートル 1 月につき	<u>2 3 0</u>	工事用足場、板囲、詰所、 その他工事用材料置場	占用面積 1 平方メ ートル 1 月につき	<u>1 8 0</u>
略	略	略	略	略	略
備考 1 ～ 3 略			備考 1 ～ 3 略		

改 正 要 旨

1 改正の目的

愛知県道路占用料条例の一部改正がされたことに伴い、大口町道路占用料等の見直しをするため改正するものです。

2 改正の概要

(1) 占用料（別表関係）

占用料の比較表

占用物件	単位	占用料	
		新	旧
第1種電柱	1本1年につき	円 <u>830</u>	円 <u>820</u>
第2種電柱	1本1年につき	1,300	1,300
第3種電柱	1本1年につき	1,700	1,700
第1種電話柱	1本1年につき	<u>740</u>	<u>730</u>
第2種電話柱	1本1年につき	1,200	1,200
第3種電話柱	1本1年につき	1,600	1,600
その他の柱類	1本1年につき	<u>74</u>	<u>73</u>
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	7	7
地下電線その他地下に設ける線類	長さ1メートル1年につき	4	4
路上に設ける変圧器	1個1年につき	<u>730</u>	<u>720</u>
地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートル1年につき	<u>450</u>	<u>440</u>
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	1,500	1,500
郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	<u>620</u>	<u>610</u>
広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	<u>2,300</u>	<u>1,800</u>
その他のもの（法第32条	占用面積1平方	1,500	1,500

第1項第1号に掲げる工作物)		メートル1年につき		
ガス管、水管、下水道管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	31	31
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>45</u>	<u>44</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>67</u>	<u>66</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>89</u>	<u>88</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	130	130
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	180	180
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	310	310
	外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>450</u>	<u>440</u>
	外径が1.0メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	<u>890</u>	<u>880</u>
軌条類		占有面積1平方メートル1年につき	1,500	1,500
歩廊及び日覆類		占有面積1平方メートル1年につき	1,500	1,500
上空に設ける通路、その他これに類するもの		占有面積1平方メートル1年につき	<u>1,200</u>	<u>890</u>
地下に設ける通路、その他これに類するもの		占有面積1平方メートル1年につき	<u>690</u>	<u>530</u>
その他のもの（法第32条第1項第5号に掲げる施設		占有面積1平方メートル1年につき	1,500	1,500

		つき		
露店、商品置場	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積 1 平方メートル 1 日につき	<u>2 3</u>	<u>1 8</u>
	その他のもの	占用面積 1 平方メートル 1 月につき	<u>2 3 0</u>	<u>1 8 0</u>
看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートル 1 月につき	<u>2 3 0</u>	<u>1 8 0</u>
	その他のもの	表示面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>2, 3 0 0</u>	<u>1, 8 0 0</u>
標識類		1 本 1 年につき	1, 2 0 0	1, 2 0 0
旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1 本 1 日につき	<u>2 3</u>	<u>1 8</u>
	その他のもの	1 本 1 月につき	<u>2 3 0</u>	<u>1 8 0</u>
幕	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積 1 平方メートル 1 日につき	<u>2 3</u>	<u>1 8</u>
	その他のもの	その面積 1 平方メートル 1 月につき	<u>2 3 0</u>	<u>1 8 0</u>
アーチ	車道を横断するもの	1 基 1 月につき	<u>2, 3 0 0</u>	<u>1, 8 0 0</u>
	その他のもの	1 基 1 月につき	<u>1, 2 0 0</u>	<u>8 9 0</u>
工事用足場、板囲、詰所、その他工事用材料置場		占用面積 1 平方メートル 1 月につき	<u>2 3 0</u>	<u>1 8 0</u>
仮設建築物、仮設店舗		占用面積 1 平方メートル 1 月につき	1 5 0	1 5 0

(2) 大口町道路占用料条例の占用料を引用している条例

大口町公共用物の管理に関する条例（昭和 4 9 年大口町条例第 7 号）

大口町準用河川の流水占用料等に関する条例（平成 1 2 年大口町条例第 3 1 号）

大口町下水道条例（平成 5 年大口町条例第 3 0 号）

(3) 大口町公共用物の管理に関する条例の使用料を引用している条例

大口町使用料徴収条例（昭和 4 9 年大口町条例第 1 6 号）

大口町都市公園条例（昭和 5 7 年大口町条例第 1 5 号）

3 施行期日

平成 2 9 年 4 月 1 日から施行します。